

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：身体障害者更生相談所費

事業名 医学的判定及び巡回相談事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 身体障害者更生相談所 管理調整係 電話番号：058-231-9722

E-mail：c22201@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,600千円（前年度予算額：1,600千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,600	0	0	0	0	0	0	0	1,600
要求額	1,600	0	0	0	0	0	0	0	1,600
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

・医学的判定事業（病院内判定）

身体的条件等の事情によって、来所又は巡回による医学的判定が受けられない身体障がい者に対し、委託病院において補装具交付のための医学的判定を行う。

・巡回相談事業（病院巡回相談業務委託分）

飛騨地区に居住する身体障がい者に対して、委託病院を通じて、巡回相談を実施し、医学的判定を行い、補装具支給の迅速化を図る。

(2) 事業内容

県内の主要病院と委託契約を締結する。

委託病院：県立多治見病院（整形外科・耳鼻科）

県立下呂温泉病院（整形外科）

高山赤十字病院（整形外科・耳鼻科）

天野眼科医院（眼科）

医学的判定事業 1,360 千円

{13,700 円/1 日(事務費)+2,880 円/1 件(初診料)+1,650 円/1 件(文書料)+740 円/1 回×3 回(補装具採型等)}
/一人=20,450 円。20,450 円×90 件=1,840,500 円 →過去の執行実績を勘案し 1,360 千円(前年度同額)

医学的判定事業(実績)

委託先 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R 元	過去 5 か 年平均	R2(4-7 月実績)	R2(見込) *	備考
県立多治見病院	98	109	73	79	62	84	12	60	
県立下呂温泉病院	12	10	16	4	10	10	4	11	
高山赤十字病院	11	23	22	23	17	19	6	19	
天野眼科	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	121	142	111	106	89	113	22	90	

*R2(見込)の算出方法:[R2 実績の月平均×12 か月+過去 5 か年平均して平均を算出](小数点切上)
例) 県立多治見病院 (84 件+(12 件÷4 月×12 月))÷2=60 件

巡回相談事業(飛騨地区) 240 千円

巡回相談事業(実績)

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
取扱実人員	24 名	45 名	26 名	29 名	29 名
判定件数	22 件	29 件	21 件	25 件	27 件
相談件数	4 件	16 件	5 件	4 件	2 件

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県 10/10

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,600	医学的判定業務委託料、巡回相談業務委託料
合計	1,600	

決定額の考え方

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

(長期構想上の位置づけ)

I 安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり

3 障がいのある人が個性を発揮して暮らせる地域をつくる

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

身体障がい者の方の福祉の向上のために継続して実施している事業であることから指標は設定できません。

(前年度の取組)

- ・ 医学的判定事業（令和元年度実績）
 - 県立多治見病院 62件
 - 県立下呂温泉病院 10件
 - 高山赤十字病院 17件
- ・ 巡回相談事業（令和元年度実績）
 - 高山市 3回 飛騨市 1回 開催
 - 取扱人数 29人

(前年度の成果)

障がいの状況や地理的な理由により、当所（岐阜市）に来所することが困難な方々に対し、補装具費の支給を受けるために必要な医学的判定を委託先の病院で受けられるようにしている。

巡回相談事業については、飛騨地区及び周辺の障がい者の方々が、当所へ来所しなくても相談や指導を受けられるように実施している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	身体障害者福祉法により、市町村が補装具費の支給決定をするために必要な医学的判定は、身体障害者更生相談所（県）が行うこととなっている。 また巡回相談は、身体障害者更生相談所が行うことができる事業とされており、当所（岐阜市）への来所が困難な障がい者の方々のために必要な事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	身体障がい者が適切なサービスを受けることができている、身体障がい者の方にとって有効性のある事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	医学的判定については、地域の拠点病院に委託することにより効率化が図られている。 巡回相談については、飛騨地区での開催を飛騨地区の病院へ委託することにより効率化を図っている。

(今後の課題)

<p>医学的判定の依頼や巡回相談の実施希望が増えた場合、十分に対応できるような体制を整えることが必要である。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>市町村及び関係機関と十分協議のうえ、身体障がい者のニーズを踏まえて充実した事業となるよう取り組む。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【○○課】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	